

2025年（令和7年）4月1日より

入院時の食事に係る標準負担額が 改正されます

入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時 1食当たりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）		
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円	510円	
		指定難病患者		
		280円	300円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日を超	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)	110円	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得Ⅰ」以外の方

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

国の健康保険法の規定に基づき、入院中の食事代の標準負担額が上記の通り変更されます。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳しくは、医事課までお問い合わせください。